

西宮市手数料条例（抜粋）

(160) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この号において「法」という。）第5条第1項又は第2項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録又は更新の申請に対する審査 サービス付き高齢者向け住宅事業登録等申請手数料

区分	手数料の額
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が10戸以下のもの	25,000円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が10戸を超え20戸以下のもの	29,000円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が20戸を超え30戸以下のもの	34,000円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が30戸を超え40戸以下のもの	38,000円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が40戸を超え50戸以下のもの	42,000円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が50戸を超え70戸以下のもの	50,000円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が70戸を超え100戸以下のもの	63,000円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が100戸を超えるもの	75,000円

備考 登録又は更新の申請に係るサービス付き高齢者向け住宅事業が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける手数料の額は、それぞれ当該各号に掲げる額を加算した額とする。

(1) サービス付き高齢者向け住宅の各居住部分（法第7条第1項第1号に規定する各居住部分をいう。以下この号において同じ。）の床面積が25平方メートル未満のものを含む場合又は各居住部分に台所、収納設備若しくは浴室を備えないものを含む場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	手数料の額
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が10戸以下のもの	6,200円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が10戸を超え20戸以下のもの	6,900円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が20戸を超え30戸以下のもの	7,600円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が30戸を超え40戸以下のもの	8,300円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が40戸を超え50戸以下のもの	9,000円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が50戸を超え70戸以下のもの	9,700円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が70戸を超え100戸以下	11,000円

下のもの	
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が100戸を超えるもの	12,000円

(2) 法第6条第1項第12号の前払金を受領するものである場合 6,200円

(3) サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約が賃貸借契約でないものを含む場合
4,200円

手数料算定例

【ケース】

登録戸数50戸

そのうち

住戸床面積25㎡未満のものが20戸有

前払金の徴収を30戸について行う

入居契約は全戸賃貸借契約でない

	¥42,000	
	¥9,000	(床面積による加算) ※1
	¥6,200	(前払金による加算) ※2
+	¥4,200	(入居契約による加算) ※3
	¥51,400	

※1 床面積による加算を行う場合、条例中の備考(1)の表中の区分とは、25㎡未満の戸数ではなく、登録戸数で判断する。

※2 前払金による加算については、該当する住戸1件につき6,200円ずつを加算させるのではなく、該当する住戸があれば、その戸数に関係なく一律6,200円となる。

※3 入居契約の加算についても、※2同様。